

貨物自動車運送適正化事業

《トラック運送事業の現状》

- ・事業者数が極めて多く(約6万3千)、激しい競争の中で、過労運転・過積載など違法行為が発生しやすい。
- ・荷主との関係で弱い立場に立たされやすく、荷主から違法行為を強要されやすい。
- 過労運転防止に関する措置の不適正 約16%、輸送の安全確保に係る指導監督の不適正 約35%、社会保険未加入 約25%、車両の定期点検整備の不適正 約32% (平成21年度適正化実施機関の巡回指導における評価)
- 国による監査等は、重大悪質な違法行為の排除に重点を置く必要がある一方で、これらの事業者全ての違法行為の確認・是正を限られた国の監査要員(平成21年度 全国258人)だけで行うことは極めて困難

法令遵守の不徹底
～輸送秩序に乱れ～

適正化事業

平成2年12月、貨物自動車運送事業法が施行された際に導入

違法行為を行っている事業者に対する指導、順法意識の啓発、荷主に対する要請などの活動を行う事業

- ・貨物自動車運送事業法第38条により、都道府県トラック協会を地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「地方実施機関」に指定
- ・同法43条により、全日本トラック協会を全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「全国実施機関」に指定

民間団体の自主的な活動

事業者の意識を改善し、法令が遵守されやすい環境を整備し、貨物自動車運送に関する秩序の確立に資する

適正化事業の実施体制・事業内容

全国実施機関(全日本トラック協会)

地方実施機関に対し、全国的な調整、指導員研修を行う

- (貨物自動車運送事業法第44条)
- 適正化事業の基本的指針の策定
- 地方の連絡調整・指導
- 指導員に対する研修
- 秩序確立のための啓発・広報

※貨物自動車運送適正化事業対策協議会の意見を尊重

※国土交通省と連携

連携

地方実施機関(都道府県トラック協会)

トラック事業者への巡回指導など現場活動を行う

- (貨物自動車運送事業法第39条)
- 適正化指導員による事業者に対する指導
- 秩序確立のための啓発・広報
- 苦情の処理
- 行政に対する協力

適正化指導員約400人

※地方評議委員会(諮問機関)の意見を尊重

※地方運輸局・運輸支局と連携